

一般名処方加算と長期収載品の選定療養費について

2026年6月1日

【一般名処方加算について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給にむけた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が供給しやすくなります。

【長期収載品の選定療養費について】

令和8年6月から、医療上の必要性がないにもかかわらず、患者さんが長期収載品を選択した場合には、後発品との差額の2分の1を患者さんが負担する仕組み（選定療養費）となっております。ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の供給が困難な場合は対象外となります。

ご理解の程よろしくお願い致します。

医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院